

水道水源保全地区における行為の事前協議について

長野県環境部水大気環境課

1 長野県水環境保全条例に基づく事前協議

- (1) 長野県水環境保全条例第12条に基づき、水道水源保全地区内において、土地の形質の変更等をしようとする者は、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。
- (2) 妻籠水道水源保全地区内において東海旅客鉄道(株)が計画するリニア中央新幹線のトンネル工事が行われる予定であり、そのトンネル工事は事前協議の対象

2 妻籠水道水源保全地区の概要

水道名	みどりのつまご 三留野妻籠簡易水道
水源種別	湧水（水源名：妻籠水道水源）
取水量	計画：569.4m ³ /日、実績：496.6m ³ /日（平成27年度）
給水人口	1,613人（平成26年3月現在）
指定年月日	平成11年12月9日
面積	85ha
土地利用状況	大部分が山林

3 妻籠水道水源保全区域内における行為の概要 （平成29年4月7日事前協議書受理）

行為の種類	土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）
目的	中央新幹線 中央アルプストンネルの建設
場所	木曾郡南木曾町吾妻地内
行為地から水道の取水位置までの距離	第一水源：約440m 第二水源：約390m
施工方法等	(1) 土地の形質変更面積 約1.26ha (2) 行為作物の種類及び規模 延長：約900m、幅：約14m

4 想定されるスケジュール

平成29年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
地区内行為の事前協議	事前協議書受理								知事意見回答
南木曾町		意見照会		意見回答					
環境審議会	諮問					中間報告		答申	
専門委員会		第1回委員会	第2回委員会 (現地調査)		第3回委員会		第4回委員会		

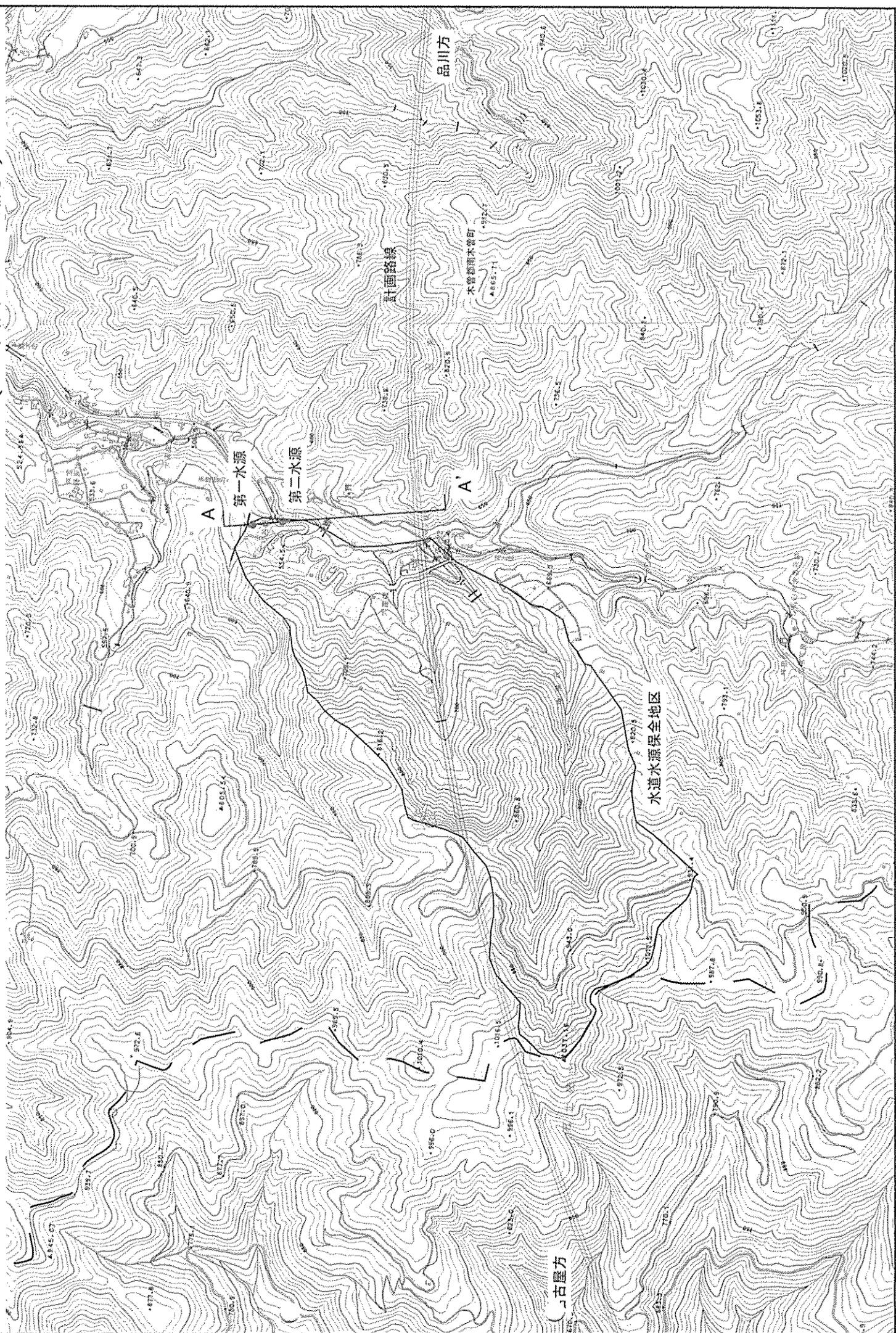
（専門委員会については、審議状況により回数が変わる場合あり）

路線平面図(南木曾町) S=1/25,000

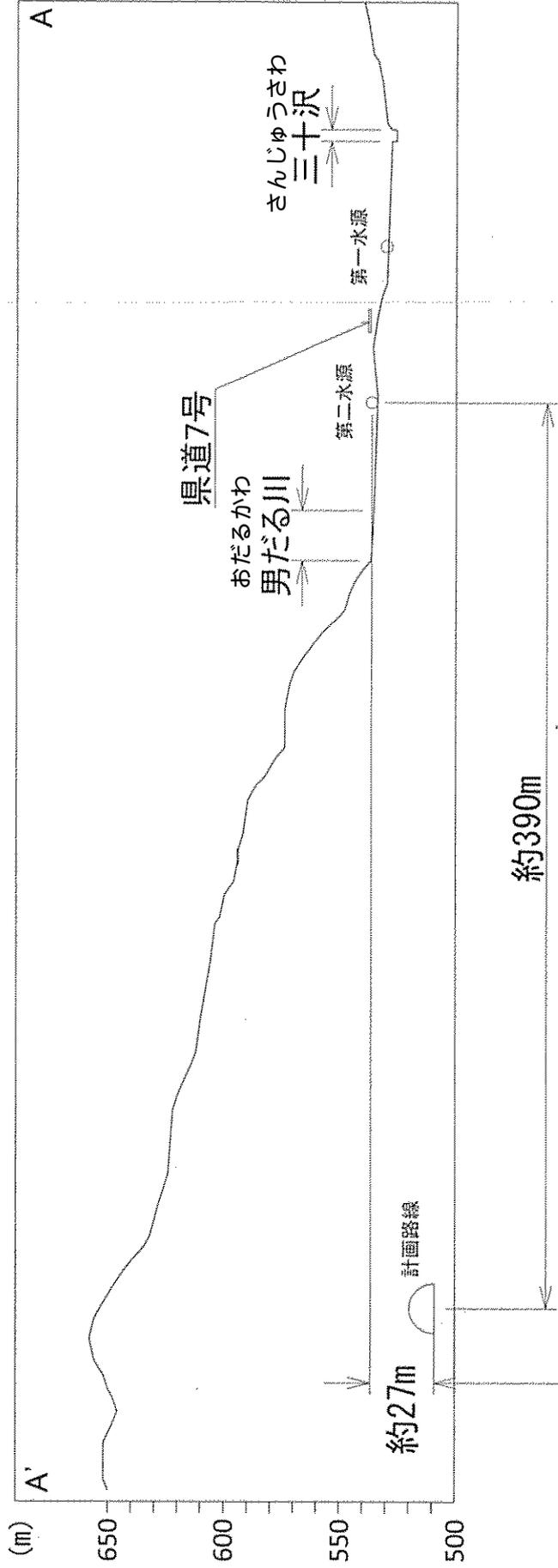
(A3図面をA4に縮小)



行為地及び取水地点位置図 S=1/10,000 (A3図面をA4に縮小)



行為地及び水源付近の横断面図 S=1/2,000 (A3図面をA4に縮小)



長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定について

水大気環境課

1 制度の概要

(1) 水道水源保全地区の指定

知事は、水道水源を保全するため特に必要な区域を「水道水源保全地区」として指定することができる。

(2) 水道水源保全地区の区域設定の考え方

区 分		区域設定の考え方
河川水・伏流水		取水地点からおおむね上流 1 k m（流入河川も含む）の区間の直接集水域を基本とする。
湖沼水・ダム水		次の区域を基本とする。 ・湖沼（ダム湖）の直接集水域 ・流入河川について、湖沼（ダム湖）への流入地点からおおむね上流 1 k mの区間の直接集水域
浅層地下水・ 深層地下水・ 湧水	浅層地下水	取水地点からの距離がおおむね 1 ～ 2 k mの範囲を基本とする。
	深層地下水	分水界、地形、地質構造等の涵養域の状況等を考慮した範囲を基本とする。
	湧 水	個々の水源の状況に応じて、浅層地下水又は深層地下水の範囲とする。

(3) 水道水源保全地区における規制の内容

ア 水道水源保全地区内において、次の行為をしようとする場合には、知事に協議し、その同意を得る必要がある。

- ・ゴルフ場の建設
- ・廃棄物最終処分場の設置
- ・土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が 1 ha を越えるもの

イ 知事は、アの協議があった場合は、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

ウ 知事は、アの同意に当たり、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付すことができる。

エ 知事は、その同意を得ずにアの行為を行った者又はウの条件に違反した者に、行為の中止、原状回復などを命じることができる。

オ 知事は、アの同意を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めるとともに、職員に立入検査又は水道水源に及ぼす影響の調査をさせることができる。

カ アの協議を行わない者又はエの命令に従わない者には、罰則がある。

2 水道水源保全地区指定状況(平成29年3月末現在)

広域名	市町村名	保全地区の名称	面積 (ha)	指定年度
佐久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H 6
	北相木村	横屋沢水道水源保全地区	48	H 7
		寄沢水道水源保全地区	4	H 13
上小	上田市	よ ^り 余里水道水源保全地区	30	H 8
	長和町	大沢水道水源保全地区	53	H 8
		上組水道水源保全地区	25	H 8
		北沢水道水源保全地区	60	H 8
	青木村	田沢水道水源保全地区	44	H 7
		臼川水道水源保全地区	39	H 10
上伊那	伊那市	いろく猪鹿水道水源保全地区	290	H 11
		大沢水道水源保全地区	180	H 13
	駒ヶ根市	きせ吉瀬水道水源保全地区	12	H 26
		おおそくら大曾倉水道水源保全地区	12	H 26
		中山水道水源保全地区	2	H 26
		なかそくら中曾倉水道水源保全地区	7	H 26
		かみわり上割水道水源保全地区	5	H 26
		きたわり北割水道水源保全地区	23	H 27
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H 11
	飯島町	山ノ田水道水源保全地区	118	H 11
飯伊	飯田市	みずあらしさわ水荒沢水道水源保全地区	21	H 5
		金七沢水道水源保全地区	157	H 9
	阿智村	長九郎沢水道水源保全地区	67	H 6
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H 6
	根羽村	ぐみの萁野水道水源保全地区	110	H 7
	売木村	岩倉水道水源保全地区	32	H 12
	天龍村	風吹山水道水源保全地区	15	H 11
木曾	南木曾町	つまご妻籠水道水源保全地区	85	H 11
	木曾町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H 7
		ひのきお桧尾水道水源保全地区	69	H 8
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H 7
	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H 9
		野尻水道水源保全地区	121	H 12
松本	安曇野市	黒沢水道水源保全地区	161	H 6
	筑北村	あずまや四阿屋水道水源保全地区	165	H 7
大北	大町市	いっつ一津水道水源保全地区	112	H 12
長野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H 5
		そう左右水道水源保全地区	8	H 10
		尾倉沢水道水源保全地区	83	H 11
		下祖山水道水源保全地区	133	H 13
	須坂市	豊丘水道水源保全地区	99	H 5
	高山村	まりこ鞠子水道水源保全地区	174	H 6
		やち屋知水道水源保全地区	145	H 9
		ぼうふぎわ防風沢水道水源保全地区	140	H 13
		油久保水道水源保全地区	38	H 18
	小川村	桐山・鳥立水道水源保全地区	190	H 7
北信	山ノ内町	かつら・二の沢水道水源保全地区	31	H 8
27市町村 46地区			3,764	

【参考】

長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第12条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

- (1) ゴルフ場の建設
 - (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置
 - (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 国又は地方公共団体が行う行為
 - (3) 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

長野県水環境保全条例施行規則（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の事前協議書）

第4条 条例第12条第1項の規定による協議は、水道水源保全地区内行為事前協議書（様式第3号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の協議書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 行為地及び水道の取水地点の位置を明らかにした地形図
 - (3) 行為地及びその付近の状況を明らかにした現況図及び天然写真
 - (4) 行為の施行方法を明らかにした図面
 - (5) 行為地の公図の写し
 - (6) 行為地の使用について権原を有する者への事業計画の説明、交渉等の経過書
 - (7) 行為による水道水源への影響についての調査書
 - (8) その他知事が必要と認める図面等

（水道水源保全地区内における行為の規模）

第5条 条例第12条第1項第3号の規則で定める規模は、面積1ヘクタールとする。

参考資料 2

中央新幹線（東京都・名古屋市間）の建設に係る環境影響評価について

- 1 事業者名 東海旅客鉄道株式会社
- 2 事業概要 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第1種事業）
総延長約 286km（長野県内区間 約 53km）
- 3 事業地域 飯田市、下伊那郡（高森町、阿智村、喬木村、豊丘村、大鹿村）
木曾郡（南木曾町）
- 4 手続状況

手続名称	公告・縦覧期間
計画段階環境配慮書	平成 23 年 8 月 5 日（県内概略ルート含む）
環境影響評価方法書	平成 23 年 9 月 27 日～10 月 27 日
環境影響評価準備書	平成 25 年 9 月 20 日～10 月 27 日
環境影響評価書	平成 26 年 4 月 23 日 国土交通省に提出・公表
環境影響評価書【補正後】	平成 26 年 8 月 29 日～9 月 29 日

【評価概要】

【トンネルの工事及び鉄道施設の存在による地下水の水質及び水位、水資源への影響】

○予測結果 トンネル区間全般としては小さいものの、破砕帯等の周辺の一部においては、影響を及ぼす可能性がある。

○環境保全措置

- ・薬剤注入工法における指針の順守
- ・適切な構造及び工法の採用：地下水の事前把握、覆工コンクリート、防水シートの設置等
- ・応急措置の体制整備：給水設備等の確保体制の整備
- ・代替水源確保：代替措置として水源周辺地域で他の水源を確保

○評価結果

一部の地域において影響があると予測したものの、環境保全措置を確実に実施することから、地下水に係る環境影響の低減、水資源に係る環境影響の回避又は低減が図られている。

事後調査計画書	公表月
南木曾町における水資源に係る具体的な調査の計画について	平成 28 年 10 月公表

【事後調査計画概要】

- 地下水の水位及び湧水の水量 4 地点
- 地表水の流量 7 地点
- 頻度
 - ・工事前 1 年間、月 1 回
 - ・工事中 月 1 回
 - ・工事完了後 3 年間、4 季

【参考】

環境影響評価書（平成 26 年 8 月）の概要（抜粋）

1 予測項目

トンネルの工事及び鉄道施設の存在に係る地下水の水質及び水位、水資源への影響

2 予測結果

ア 地下水の水質

地下水の水質への影響は小さい。

イ 地下水の水位

王竜寺川（飯田市）から岐阜県境までの木曾山脈の基盤岩については、深層では亀裂は少なく、全般的に硬質な新鮮岩で、透水係数が小さく実質上不透水に区分。また、水質成分が異なることから深層と浅層では地下水の帯水状況が異なると考えられる。

このトンネル区間全般としては影響は小さいものの、破碎帯等（馬籠峠断層等の主要な断層付近の破碎帯）の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性がある。

3 環境保全措置

（地下水の水質及び水位）

ア 薬剤注入工法における指針の順守

「薬剤注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に従い工事を実施

イ 適切な構造及び工法の採用

事前に地質や地下水状況を把握し、薬剤注入や覆工コンクリート、防水シートの設置（水資源については上記の他）

ウ 応急措置の体制整備

地下水の低下等の傾向がみられた場合、速やかに給水設備等の確保体制を整備

エ 代替水源の確保

水量の不足等重要な水源の機能を確保できなくなった場合は、代替措置として水源周辺地域で他の水源を確保

等

4 評価結果

一部の地域において影響があると予測したものの、環境保全措置を確実に実施することから

- ・地下水に係る環境影響の低減が図られている。
- ・水資源に係る環境影響の回避又は低減が図られている。